

○協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する各種事業に対し、交付金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区 幕別町行政区設置条例（昭和32年条例第15号）第2条の規定により定める行政区の区域をいう。
- (2) 町内会 前号の区域において居住又は活動する住民等をもって構成する自治組織（町内会に加入していない住民等による住民活動を含む。）をいう。
- (3) 任意団体 幕別町内においてボランティア活動を行う団体をいう。
- (4) 町内会等 町内会及び任意団体をいう。

(対象事業)

第3条 対象事業は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業を実施したものに対して、予算の範囲内で交付金を交付する。ただし、他の制度等により補助金又は交付金を受けている事業は除く。

- (1) 町内会活動支援事業
- (2) 町内会コミュニティ支援事業
- (3) 町内会等環境美化支援事業
- (4) 町内会等助け合い活動支援事業
- (5) 町内会防災活動支援事業
- (6) 資源回収実践地区支援事業

2 前項第1号から第5号までに規定する事業の事業細目、事業内容、実施主体、交付金の交付基準及び事業の実施基準については、別表に定めるところによる。ただし、事業実施主体については、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

3 第1項第6号に規定する事業の交付金の交付は、幕別町資源再生利用の推進に関する要綱（令和3年要綱基準等第15号）に定めるところによる。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとするものは、当該事業の全てが完了した後、速やかに協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前条第1項第3号に規定する事業に係る事業内容のうち、行政区内の公園、地域管理パークゴルフ場の清掃及び公園内のトイレ清掃については、前項の規定にかかわらず、申請書の提出を省略することができる。

(交付金の額の確定)

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、協働のまちづくり支援事業交付金交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第6条 町長は、交付金の交付決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当したときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (2) 事業の実施内容に偽りがあったとき。
- (3) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
(幕別町公区案内板設置補助金交付要綱の廃止)
- 2 幕別町公区案内板設置補助金交付要綱(平成8年要綱基準等第5号)は、廃止する。
(幕別町防災モデル地区助成金交付要綱の廃止)
- 3 幕別町防災モデル地区助成金交付要綱(平成7年要綱基準等第1号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

事業区分	事業細目	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準
				交付対象	交付対象に係る交付率	限度額	
町内会活動支援事業	町内会案内板整備	行政区内の案内板設置	町内会	案内板の設置に係る経費	2分の1	50,000円	① 町内会案内板(以下「案内板」という。)は住民に利便をもたらすために設置するものとする。 ② 案内板の新設、更新若しくは修繕に係る費用又は案内板作成にかかる原材料費を対象とし、次に示す要件を満たすものであること。 (1) 案内板に商業広告の記載がないこと。 (2) 鉄骨又はこれに類する材質により作成し、長期の使用に耐えられるものであること。

							③ 案内板の設置は原則として1町内会につき1基とする。ただし、町内会を構成する世帯数（毎年4月1日現在の町内会活動に関する調査票の世帯数とする。以下同じ。）が概ね100世帯を超え、複数の案内板を設置する必要があると認められる場合においては、この限りでない。
行政区内地域サイン整備	農業者等による、地域サインとしての行政区内住民統一看板の設置	町内会	看板の設置に係る経費	2分の1	1基につき35,000円	<p>① 農業者等とは、農業者、同一行政区内に居住する住民及び事業所等をいう。</p> <p>② 当該行政区内の90%以上の農業者が設置するものであること。</p> <p>③ 看板は設置者の私有地内に設置する。</p> <p>④ 設置する看板は、行政区内同一のデザイン（色、形状、大きさ等）とし、地域名及び世帯名を記載すること。</p> <p>⑤ 看板の制作及び設置に係る費用を対象とし、看板の修繕にかかる費用は除く。</p>	
町内会備品等保管庫整備	町内会備品及び防災資機材保管庫	町内会若しくは複数町内会	備品保管庫の購入に係る経費	2分の1	100,000円	<p>① 町内会が使用する備品保管庫購入及び修繕に係る費用を対象とする。</p> <p>② 備品保管庫に設置</p>	

		購入及び修繕		備品及び防災資機材の保管庫の修繕に係る経費	2分の1	25,000円	する棚等の購入及び修繕についても対象とする。
				防災資機材等保管庫の購入に係る経費	3分の2	200,000円	① 防災計画を有する町内会であること。 ② 防災計画を有する複数町内会での設置も対象とする。 ③ 基礎（地杭等）と倉庫は一体化したものであり、施錠できること。 ④ 倉庫内設置の収納棚も対象とする。 ⑤ 整備する倉庫に「防災倉庫」と明記すること。
町内会コミュニティ支援事業	地域コミュニティ活動	盆踊り、運動会等地域コミュニティに関する事業における備品等購入及び借入	町内会	備品の購入等に係る経費	3分の2	60,000円	① 地域コミュニティの醸成を図るため実施される事業について、備品の購入及び借入に要した経費を対象とする。 ② 地域コミュニティに関するいずれかの事業のうち、年度内1事業のみ対象とするが、複数町内会で行う事業は、それぞれの町内会の1事業として取り扱う地域のコミュニティに関するいずれかの事業のうち、年度内1事業のみ対象とす
			複数町内会	備品の購入等に係る経費	3分の2	1町内会につき50,000円	

							る。
	人材育成支援	町が指定する研修会に参加	町内会	研修会の参加に係る経費	2分の1	なし	<p>① 交付金の対象となる研修会は町が指定したものとする。</p> <p>② 研修会参加に係る交通費及び参加負担金を対象とする。</p> <p>③ 対象とする交通費は、公共交通機関を利用する場合は当該運賃とし、自家用車を利用する場合は、公共交通機関の運賃相当額とする。</p> <p>④ 1町内会につき、2名までの参加とし、年1回とする。</p>
町内会等環境美化支援事業	環境美化	公園、近隣センター、忠類地域の町内会会館への花壇苗の植栽	町内会等	苗等の購入に係る経費	3分の2	40,000円	<p>① 花の苗、種子及び肥料の購入に係る経費を対象とし、花木、苗木及び永久木は除く。</p> <p>② 花壇の管理に係る経費は対象としない。</p>
		道路植樹ますへの花壇苗の植栽	町内会等	苗等の購入に係る経費	1分の1	なし	
	環境改善	ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ご	町内会	ネットの購入、ごみサークルの購入又	2分の1	各1枚につき2,500円	① ごみ飛散防止ネット（以下「ネット」という。）及びカラス対策用ごみサークル（以下「サークル」という。）の配

		みサークルの導入		は製作に係る経費			置場所は、町内会が指定するごみ集積所とする。 ② ネット、サークルの管理者及び管理方法を定めること。 ③ ネットの代用品としての金網及びネットに結ぶおもりも対象とする。 ④ サークルは、ごみ回収後に通行の妨げにならないよう収納が可能なものとする。 ⑤ サークルは、既製品の購入経費又は製作に要した経費を対象とする。
公園等の管理	行政区内の公園、地域管理パークゴルフ場の清掃	町内会	清掃を行った面積	定額一箇所につき10,000円及び1㎡につき18円	なし	① 町内会が管理する公園及び当該公園内に設置しているトイレを対象とするが、地域が設置管理を行うパークゴルフ場についても対象とする。	
	公園内のトイレ清掃	町内会	清掃を行った箇所	定額一箇所につき11,000円	なし		
	千住川緑地帯、せ	町内会	清掃を行った面積	定額一箇所に	なし	① 当該事業内容については、町長が特に必要と認める場合に	

		せらぎ 団地緑 地、公 営住宅 周囲等 清掃			つき 10,0 00 円 及び 1 m ² につ き 6 円		対象とする。
行政区 内環境 整備用 機械導 入	刈払い 機の導 入	町内会	刈払い 機の導 入に係 る経費	2 分 の 1	1 機に つ き 30,000 円	① 町内会等環境美化 支援事業のうち、町 内会が取り組む「公 園等の管理」及び 「主要農村道路景観 維持管理」に係る事 業に対し使用する機 械とする。 ② 機械の維持管理に 係る経費は対象とし ない。 ③ 機械の管理、使用 の際は安全に十分配 慮すること。	
	草刈り 機等の 導入	町内会	草刈り 機（洗 浄機を 含む。） の導入 に係る 経費	2 分 の 1	250,00 0 円 （洗浄 機を含 む。）	① 交付金の対象とな る機械の導入は、1 町内会につき 1 台を 限度とし、導入後 10 年を経過するまで処 分してはならない。 ② 機械の維持管理に 係る経費は対象とし ない。	
	枝等粉 砕機の 導入	町内会 若しく は複数 町内会	枝等粉 砕機の 導入に 係る経 費	2 分 の 1	150,00 0円	③ 機械の管理、使用 の際は安全に十分配 慮すること。 ④ 洗浄機購入に係る 経費は、草刈り機を 長期間利用すること を目的とするため、 草刈り機を所有して	
	耕うん 機の導 入	町内会 若しく は複数	耕うん 機の導 入に係	2 分 の 1	50,000 円		

			町内会	る経費			いる町内会又は導入する町内会に限り購入経費を対象とする。
町内会等助け合い活動支援事業	雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障害者等の除雪支援	町内会等	除雪を行った戸数	1戸につき 5,000円	なし	<p>① 行政区内の住民自らが当該区域内において行う事業及び任意団体が幕別町内で行う事業を対象とする。</p> <p>② 交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。</p>
	雪堆積場確保	市街地の空き地等における雪堆積場の確保	町内会	堆積場の確保に係る経費	1分の1	堆積場1箇所につき、当該堆積場の面積が330㎡未満のときは10,000円、330㎡以上660㎡未満のときは15,000円、660㎡以上のときは20,000円	<p>① 市街化区域内又は市街化区域に隣接する私有地に設置する雪堆積場を対象とする。</p> <p>② 雪堆積場は、町内会が土地所有者と協議し、契約等を行うものとする。</p> <p>③ 雪堆積場は、4戸程度の住民が利用できる土地を選定すること。</p> <p>④ 対象とする経費は土地の確保に係る額とする。</p> <p>⑤ 契約期間が満了したとき及び融雪後は、町内会の負担により清掃等を行い、原状回復し土地所有者に返還することとする。</p> <p>⑥ 雪堆積場の排雪を</p>

							行うときは、町内会の負担による。
	地域内 排雪	行政区 内の道 路及び 交差点 の安全 確保の ための 排雪	町内会	排雪に 係る経 費	2分 の1	排雪区 間1m につき 500円	<p>① 市街地内における排雪に係る経費を対象とする。</p> <p>② 同一路線の排雪に対する交付金の交付は、年度内1回を限度とする。</p> <p>③ 排雪に係る契約等は、町内会が行うこととする。</p> <p>④ 道路の片側につき、交差点を両端とする区間を一排雪区間とし、その区間全てを排雪する路線を対象とする。</p> <p>⑤ 交差点のみの排雪は、その前後5mを含めた区間を対象とする。</p> <p>⑥ 排雪作業を行うにあたっては、安全に十分配慮すること。</p>
町内会 防災活 動支援 事業	防災活 動	防災計 画の策 定	町内会	計画の 策定に 係る経 費	1分 の1	100,00 0円	<p>① 防災計画を新たに策定する町内会又は既に策定した町内会を対象とする。</p> <p>② 防災計画は、町が別に示す計画を基本に策定し、行政区内全戸に配布することとする。</p> <p>③ 策定した防災計画の変更等に係る経費は対象としない。ただし、町の計画等の改訂に伴う変更に係</p>

							る経費は対象とする。
		防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備	町内会	整備に係る経費	3分の1	1セットにつき 1,000円	① 防災計画に基づき、新たに行政区内全体で整備する避難用持ち出し袋の購入等に係る経費を対象とし、更新並びに避難用具等の追加及び補充については対象としない。
		防災計画による防災訓練等の実施及び防災資機材の整備	町内会 若しくは複数町内会	訓練等の実施による備品及び防災資機材等の購入に係る経費	3分の2	100,000円	【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】 ① 防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費を対象とする。 ② 防災訓練を実施する際は、安全に十分配慮し行うこと。 【防災資機材等の購入】 ① 防災計画に基づく資機材等の整備に係る経費を対象とする。
				訓練等の実施による消耗品等に係る経費	1分の1	20,000円	
防犯活動	地域防犯活動における防犯資機材の購入	町内会	防犯資機材の購入に係る経費	3分の2	なし	① 地域防犯活動に係る防犯資機材の購入に要した経費を対象とする。 ② 原則として月に1回以上、かつ将来にわたって継続して防犯パトロールを行うこと。	

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 団体名
代表者（自署）
※申請者本人（代表者）が手書きできない場合は、記名押印してください。

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。
記

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
町内会活動支援事業					
町内会コミュニティ支援事業					
町内会等環境美化支援事業					
町内会等助け合い活動支援事業					
町内会防災活動支援事業					
合計					

- ※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。
- ※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。
- ※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

金融機関名及び店名	口座番号	口座名義
	普通 当座	

様式第2号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

協働のまちづくり支援事業交付金交付決定書

年 月 日

団体名

代表者

幕別町長

年 月 日に申請があった協働のまちづくり支援事業について、次のとおり交付金を交付することに決定しましたので、通知します。

記

1 決定番号

2 決定内容

事業	事業細目	事業費	交付率	交付決定額
町内会活動支援事業				
町内会コミュニティ支援事業				
町内会等環境美化支援事業				
町内会等助け合い活動支援事業				
町内会防災活動支援事業				
合計				

3 交付日 年 月 日

4 支払方法